



第54回 **株式を売却したときの税金**

ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士

杉山 秀夫 (関東信越税理士会大宮支部)

大井賀津子 (関東信越税理士会川越支部)

Q 私は、A証券会社とB証券会社に特定口座（源泉徴収あり）を持っています。A証券会社の分はかなりの損失が出てしまいましたが、B証券会社の分は黒字です。また、特定口座に入れていない株式も売却して利益が出ています。税金の申告はどのようにしたらいいのでしょうか。

A 今月は株式を売却したときの税金についてのご質問ですね。
 所得税の確定申告をする場合に、株式等を譲渡（売却・解約・償還等）したことによる所得は、給与などの他の所得と区分して税金を計算することになっており、これを「申告分離課税」といいます。

1. 譲渡所得等の金額

株式等を譲渡したときの所得金額は、①上場株式等（金融商品取引所に上場されている株式等）に係る所得と、②一般株式等（①以外）に係る所得とに分け、個々に次の計算式により計算します。

$$\text{総収入金額} - \text{必要経費} = \text{譲渡所得等の金額 (A)}$$

(譲渡価額) (取得費+委託手数料等)

また、株式等の譲渡により損失が出た場合には、上場株式等の損失は上場株式等の利益から、一般株式等の損失は一般株式等の利益から控除（通算）できますが、一般株式等の損失を上場株式等の利益から、上場株式等の損失を一般株式等の利益から控除することはできません。

なお、これらの控除を行った後に損失が残った場合であっても、給与所得等の他の所得から控除する「損益通算」はできません。

2. 税額

他の所得の多寡に拘わらず、次の算式により税額を計算します。

$$\text{上記1の(A)} \times \text{税率}$$

所得税 15.315% ※ 住民税 5%

3. 上場株式等に係る譲渡の申告方法 (表1参照)

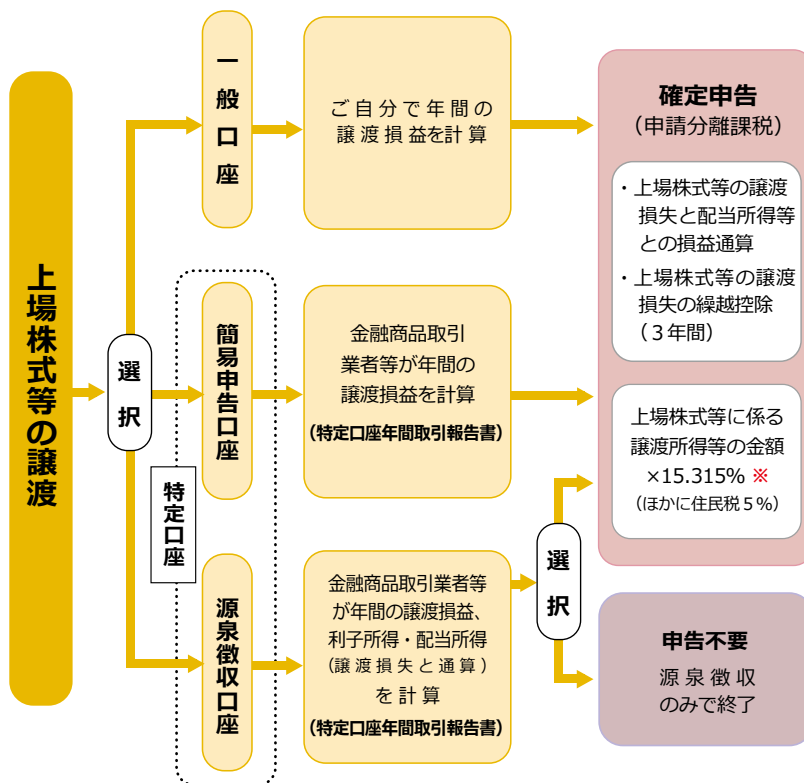
上場株式等を譲渡した場合の申告方法は、金融商品取引会社等（以下「証券会社等」といいます。）での取引の仕方により異なります。

(1)一般口座での取引

ご自分で年間の譲渡損益を計算し、

※ 復興特別所得税を含みます。

表 1



確定申告をします。

(2) 特定口座—簡易申告口座での取引

証券会社等が年間の譲渡損益を計算し、「特定口座年間取引報告書」を作成します。この報告書が交付されますので、これを基に確定申告をします。

(3) 特定口座—源泉徴収口座での取引

証券会社等が年間の譲渡損益、利子所得・配当所得（譲渡損失があれば通算）を計算し、税金を徴収した後に、「特定口座年間取引報告書」を作成します。この報告書が交付されますが、納付すべき税金は源泉徴収されているので、原則として確定申告は不要です。ただし、次の4のような場合には確定申告を選択することもできます。

4. 譲渡して損失が出た場合

株式等の譲渡損失については、上記1のとおり、他の所得との損益通算はできませんが、上場株式等の場合は、次のような特例があります。

(1) 配当所得等との損益通算

上場株式等を証券会社等を通じて売却したことにより生じた譲渡損失は、その年分の上場株式等の配当所得、利子所得（以下「配当所得等」といいます。）との損益通算することができます。

ただし、配当所得については、申告分離課税を選択したものに限りません。

(2) 損失の繰越控除

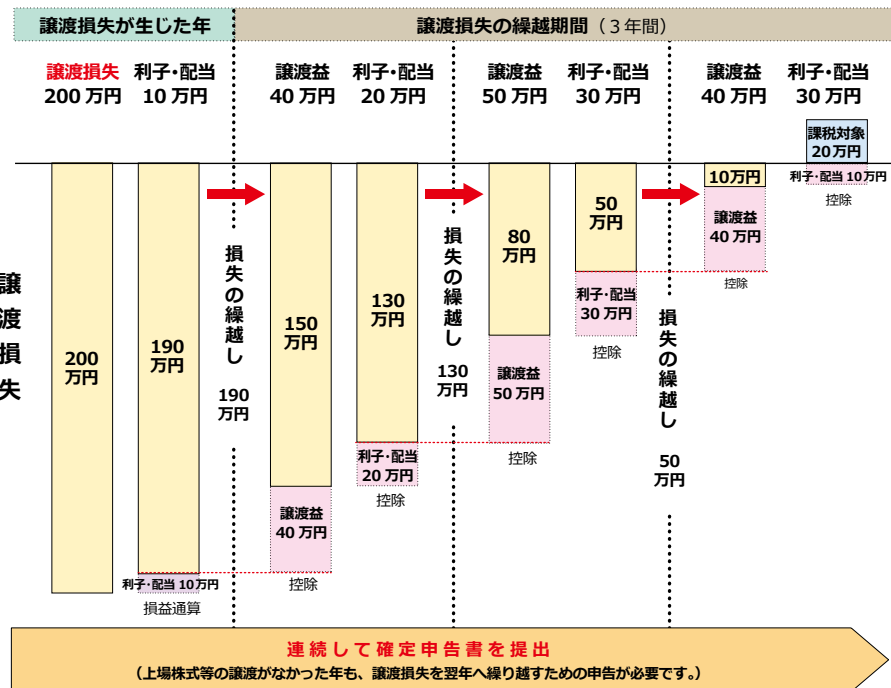
配当所得等と損益通算しても控除しきれない損失がある場合には、翌年以後3年間にわたり、確定申告により上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得等から繰越控除できます（表2参照）。

■ご質問の場合

1.A 証券会社の株式

特定口座が源泉徴収口座であれば、口座内で株式の

表 2



譲渡損失と配当所得等は損益通算されています。それでもなお損失が出ている場合は、ご本人の選択でそのまま課税関係を終了することも、確定申告をすることによりB証券会社など他の上場株式等の譲渡所得や配当所得等と通算することが可能です。

2. B証券会社の株式

特定口座内の譲渡所得及び配当所得等については税金の精算は済んでいますので、申告不要制度を利用しそのまま課税関係を終了することもできますし、確定申告をすることによりA証券会社の特定口座内の損失と通算することも可能です。

その場合には、B証券会社の特定口座内の全ての譲渡所得、配当所得等を申告する必要があります。

3. 一般口座で保有する株式

一般口座で売却された株式に係る譲渡所得については、分離課税での確定申告が必要です。この株式が上場株式等であれば、A証券会社の特定口座内の損失を控除することが可能ですが、一般株式等であれば、損失を控除することはできません。

さらに詳しくお知りになりたい方は、武蔵野銀行の各支店の窓口、ぶぎん地域経済研究所までお問合せください。